



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg, 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

仲裁法の改正について

1. はじめに
2. 仲裁法の改正に関する要綱の概要
3. 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱の概要
4. 今後の予定

弁護士 島田 知子

1. はじめに

仲裁とは、取引等を巡る民事上の紛争の解決について、当事者が選任した第三者(仲裁人)の判断に委ねる紛争解決制度です。裁判によらない紛争解決の手段(ADR(=裁判外紛争解決手続))の一つとして、特に国際仲裁は、国際商取引をめぐる法的紛争を解決する際のグローバル・スタンダードというべき手続きとなっています。

国際仲裁は一般的に、裁判の手続と比較して、一審で終了するという迅速性、紛争処理の内容が公表されないという非公開性などの点で、企業イメージに及ぼす影響軽減が期待できるなどのメリットがあるとされ、近時においてその利用はより活発になってきました¹(なお、仲裁手続を利用

¹ シンガポール国際仲裁センター(SIAC)の新規受任件数は、2011年には188件だったものが、2019年は479件、2020年は1080件(このうち国際紛争が1018件)となっており、急速に件数を増やしています

(https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC_Annual_Report_2020.pdf)。他方で、日本の仲裁機関の取扱仲裁件数は増加しておらず、日本の仲裁機関である日本商事仲裁協会(JCAA)の仲裁件数は、2016年から2020年までの申立て件数合計で72件(うち86%が国際紛争)となっています

(<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/statistics.html>)。もっとも、日本においても、今後は、商取引のグローバル化などに伴い、仲裁手続の利用がより活発になると考えられることから、2018年

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

するには、当事者間に仲裁合意(=既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係を仲裁にゆだね、その判断に服する旨の合意)が必要です。)

わが国の現在の仲裁法(以下「現行仲裁法」といいます。)は2003年に制定されたものですが、同法が範とした国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)のモデル法が2006年に改正された後も、現行仲裁法には反映されないままとなっていたため、法務省法制審議会の仲裁法制部会が、2020年10月から見直しに向けた検討を進めていました。2021年3月には「仲裁法等の改正に関する中間試案」(以下「中間試案」といいます。)を公表し、これに対するパブリックコメントの結果も踏まえてさらに検討が進められました。2021年10月8日に同部会において確定した「仲裁法の改正に関する要綱案」をもとに、同月21日に、法制審議会は法務大臣に、「仲裁法の改正に関する要綱」(以下、「本要綱」といいます。)を答申しました。また、法制審議会は、2022年2月14日、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案」を全開一致で原案どおり採択し、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」を答申しました。本要綱及び調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱の概要は、次のとおりです。

2. 仲裁法の改正に関する要綱の概要

(1) 暫定保全措置命令

現行仲裁法においては、仲裁廷²が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができるとの規定があります。しかし、この暫定措置はそのままでは裁判所を通じては執行できず、当事者は、裁判所に対し、別途、民事保全法に基づく保全処分等の申立てをする必要があります。

本要綱は、暫定保全措置命令という制度を定め、仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁判断があるまでの間、その一方の申立てにより、他方の当事者に対し以下の①～④の措置を命ずることができるとしています(要綱第1の1(1))。

①金銭の支払を目的とする債権および財産上の給付を求める権利について、仲裁判断を実現するために必要な財産を保全する措置
②紛争の対象となるもの又は権利関係についての当事者に生ずる著しい損害・窮迫の危険の発生防止措置、現状回復措置
③仲裁手続きの審理の妨害の禁止
④仲裁手続きの審理に必要な証拠の保全に係る措置

そして、暫定保全措置命令がなされた場合、申立人は裁判所に対しその執行を認可する決定を求めることができ、裁判所は、一定の却下事由がない限り、暫定保全措置命令の認可決定をしなければならないこととされました(本要綱第1の5(1))。

なお、暫定保全措置命令発令のための証明の程度については、疎明³で足りるとされています(本要綱第1の1(2))。

5月1日には、大阪中之島合同庁舎にて日本で初めての国際仲裁・ADR専用施設である日本国際紛争解決センター(大阪)(Japan International Dispute Resolution Center: JIDRC-Osaka)が開設され、加えて、2020年3月30日、東京虎ノ門に、先端的な設備を備え、専用スタッフも常駐した常設の国際仲裁・ADR専用審問施設として、日本紛争解決センター東京施設(JIDRC-Tokyo)が開設されています。

² 仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う一人の仲裁人又は二人以上の仲裁人の合議体のこと(現行仲裁法2条2項)。

³ 仲裁人に対し、確信(十中八九確からしい)とまではいえないが、一応確からしいという心証を得させる程度の証拠を提出すること。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

併せて、本要綱では、暫定措置命令の発令に際し必要があれば、仲裁廷は申立人に相当な担保を提供することを命ずることができること(本要綱第1の2)、暫定保全措置命令が不当に発令された場合、仲裁廷は申立人に対し損害賠償命令を発令することができるが、それには申立人の帰責事由が必要とされること(本要綱第1の4)、被申立人が暫定措置命令の認可決定に違反または違反するおそれがある場合には、申立てにより裁判所が違反金の支払を命ずることができること(本要綱第1の5(3))等が定められています。

(2) 仲裁合意の書面性

現行仲裁法13条2項においては、仲裁合意(=既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係を仲裁にゆだね、その判断に服する旨の合意)については、書面で行うこと(書面性)を要件としています。

現実の仲裁事件では、仲裁合意の有効性が厳しく争われることも少なくなく、書面性を要求することには一定の合理性があります。もっとも、2006年の改正モデル法においては、書面性について検討がなされた結果、I 書面性を要求しつつ、緩和する、II 書面性を撤廃するという2つのオプションを規定として定め、各国に対し、いずれを採用するかが委ねられています。本要綱は、このうちオプションIを、改正モデル法の文言を若干変更する形で⁴採用しました。

具体的には、実務においては、仲裁条項を含む書面が存在する状況下で、それを前提に口頭で契約が成立することがあり得ることを考慮し、本要綱では、「書面によらないでされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載され、又は記録された文書又は電磁的記録が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなす。」とされています(本要綱第2)。

(3) 仲裁関係事件手続

日本における国際仲裁の活性化のためには、仲裁地の裁判所の手続が、利用者にとって使い勝手の良いものであることも重要です。そのため、本要綱では、以下のような改正が盛り込まれました。

(a) 管轄の追加・移送

仲裁法の規定に基づき裁判所が行う手続(以下「仲裁関係事件手続」といいます。)の管轄は、①合意管轄、②仲裁地、③被申立人の普通裁判籍のいずれかを管轄する地方裁判所にのみ管轄があります(現行仲裁法5条)。

本要綱は、仲裁地が日本国内にあるときは、仲裁関係事件手続については、東京地方裁判所および大阪地方裁判所に競合管轄を認める規定を新設しました(本要綱第3の1)。また、裁判所が相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができることとされました(本要綱第3の2)。

東京・大阪両地裁への事件の集中が可能になることで、仲裁関連事件手続についての両地裁の専門性が高まり、同種の案件に対する判断の安定化・統一化が進むことが期待されます。

(b) 外国語資料の訳文添付の省略

現行仲裁法では、日本で仲裁判断の執行決定(仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の裁判所の決定)を求める際に、外国語で作成された仲裁判断書や書証についてはすべて日本語による翻訳を提出しなければならないとされています(現行仲裁法46条2項、裁

⁴オプションIでは「仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意又は契約が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によるものとする。」(第7条第3項)とされています。

判所法 74 条⁵⁾。この規定は、仲裁を利用して紛争解決を図ろうとする利用者にとっては大きな負担となっていました。

本要綱では、仲裁判断の執行決定の申立てにおける仲裁判断書の日本語翻訳文と、外国で作成された文書を書証として提出する場合の日本語翻訳文について、裁判所が相当と認めるときは提出を要しないと判断できるとしています(本要綱第 3 の 3(1)、(2))。

3. 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱の概要

調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱の概要は、以下のとおりとなっています。

1 条約実施法の制定

調停により成立した国際的な和解合意について、裁判所が執行拒否事由の有無(合意の内容が日本の公序に反しないか等)を審査し、決定で、執行力を付与する旨の規律を整備する。

2 ADR法の改正

国における認証紛争解決手続において成立した和解合意に限定して、裁判所が執行拒否事由の有無(合意の内容が日本の公序に反しないか等)を審査し、決定で、執行力を付与する旨の規律を整備する。

3 民事調停事件の管轄の見直し

裁判所で行われる知的財産の紛争に関する調停事件については、本要綱第 3 の 1 の裁判管轄の場合と同様、東京地裁・大阪地裁に競合管轄を認める。

4. 今後の予定

今後は、これらの要綱をもとに法案化の作業が進められており、2022年の通常国会での法案提出には至っていないものの、できるだけ早期の法案成立を目指しているとのことです。

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁵ 裁判所法 74 条「裁判所では、日本語を用いる。」